

## 第6 地公労法による非組合員の範囲の認定・告示

### 《要約》

地方公営企業の労働者に限って、監督的地位にある者や使用者の利益を代表する者の範囲を労働委員会が認定し、告示するものです。

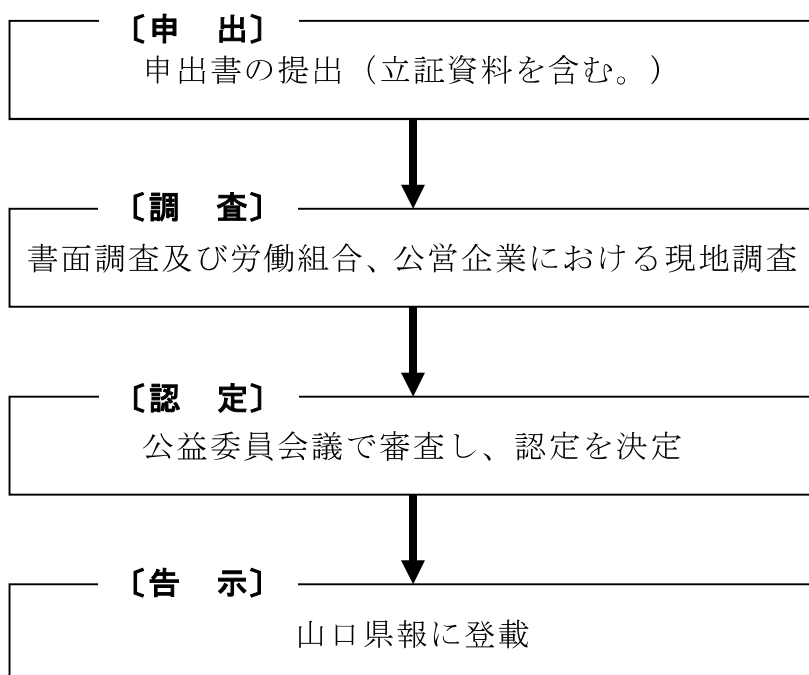
#### 1 認定・告示の趣旨

地方公営企業の労使関係は、住民の日常生活に影響するところが大きいため、使用者の利益を代表する者の具体的な範囲をめぐって、労使間紛争が生じることをできるだけ未然に防止しようとするものです。

#### 2 認定・告示の手続き

- (1) 認定・告示を受けようとする労働組合の代表者及び地方公営企業の代表者は、申出書及び資料（**立証資料**といわれています。）を、労働委員会に提出してください。
- (2) 労働委員会は、提出された資料及び事実調査をもとに、公益委員会議において認定し、山口県報に登載して告示します。

#### <認定・告示のながれ>



### 3 申出書記載例等

書 式	申出者	提出部数
申 出 書	労使連名	1

注1 書式は日本工業規格A列4の用紙を使用します。

2 申し出ようとする場合や記載方法に御不明な点がある場合は、労働委員会事務局まで御連絡ください。

(記載例)

申 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会会長 様

労働組合の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地  
労働組合の名称 〇〇労働組合  
代表者職氏名 執行委員長  
〇 〇 〇 〇  
※署名又は記名押印

企業の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地  
企業の名称 〇〇市〇〇局  
代表者職氏名 〇〇市〇〇事業管理者  
〇 〇 〇 〇  
※署名又は記名押印

労働組合第2条第1号に規定する者の範囲について、下記により地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定による認定及び告示をされるよう申し出ます。

記

- 1 申出の理由  
機構改革により新たな職が設けられたため。
- 2 認定・告示を受ける者の範囲（勤務場所・職名）  
〇〇局内 〇〇課 〇〇係長
- 3 添付書類  
設置条例、職制規程

**注** その他必要と認められる立証資料があれば添付してください。